

令和 8 年
第 4 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 8 年第 4 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 8 年 4 月 2 7 日（月）午後 3 時

会場 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - （ 1 ） 事務報告
 - （ 2 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - （ 3 ） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 2 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 3 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 5 その他
 - （ 1 ） その他
- 6 閉会

令和8年第4回立川市農業委員会総会

令和8年4月27日（月）

立川市役所208・209会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	鴻地 文武君
2番	嶋田 貞芳君	11番	岩崎 紗矢佳君
3番	高杉 晋一君	12番	高橋 浩久君
4番	内野 智行君	13番	
5番	橋本 良子君	14番	田中 佐一君
6番	浅見 恵子君	15番	清水 茂男君
7番	宿谷 豊君	16番	川野 進君
8番	横幕 玲子君	17番	岡部 良己君
9番	森谷 一郎君		

事務局職員

局長 八谷 俊太郎 君

係長 吉田 正 君

主事 東島 信幸 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 ちょうど時間になりましたので、始めたいと思います。

まず、お手元に八丈島、青ヶ島村の台風 22・23 号の義援金の預かり書をお渡ししてあるかと思います。こちらはまた確定申告などで使えますので、御利用いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、4 月 20 日に東京都農業会議の常設委員会に出席をいたしまして、東京都の担当課長から令和 8 年度の補助事業についていろいろ説明を受けまして、何点かちょっと。

拡充と新規というのもあるんですけども、その中で、この立川というか、関連していることは、生産緑地が 10 年で都市農地貸借した場合、奨励金が 10 年だったんですね。10 年じゃないと出なかったのが、今度は 2 年で生産緑地でも出るんです。だけれども、ただし書がありまして、この 2 年過ぎたら、今度、10 年に移行すれば奨励金が 20 万円もらえるということなんです。要は、この 2 年間でよく検討していただいて、それで 10 年に切り替えてもらうための奨励金ということです。これが例えば 10 年、この後、2 年過ぎたら奨励金が 10 年結ばなかった場合、20 万円は返還ということになるらしいです。そういうような補助金なんですね。また恐らくこういったものも、パンフレット等でお知らせが来るかと思いますので、お願いします。

そのほか、今、エコ農産物で、せっかく認定をもらっていても何のメリットもないということで、結構そういうことで東京都にも要望したりもしているんですね。その中で、エコを認定されている方に対しては、シールとかの補助金とか、今後もしかしたら袋なんかも助成をしていただけるといような話があります。

そのほか、これから暑さ対策、特にもう非常に暑いんですね。そういうことで、物置とか作業所においてスポットクーラーとか、そういったクーラーに対しても助成していただけるとい

ことも言っていましたので、こちらについては、また恐らく市から案内があると思いますので、ぜひ御利用いただきたいと思います。

そのほか、いろいろ項目はあるんですけども、これは全部説明しても……。一番いいのは見てもらえばいいんですけども、いずれにしても、また市のほうから細かい内容については配付、農協か何かですかね。それか認定か何かですかね。農協の回覧で回ってきますかね。そういうことで、また新しく、そういった補助事業があるということだけ覚えておいていただきたいなと思います。

それでは、ただいまより令和8年第4回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立をしております。

本日総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに議事録署名委員の指名です。今回は5番の橋本委員、6番の浅見委員にお願いをしたいと思います。

それでは、（1）事務報告、（2）農地法第4条第1項第7号の規定による届出が2件、（3）農地法第5条第1項第6号の規定による届出が6件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、報告事項のほうに入らせていただきます。

その前に事務局の体制を改めて御説明させていただきます。局長は変わらず八谷が務めさせていただきます。係長は吉田に替わります。東島も変わらず事務局としております。この3人で基本的には回していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項をさせていただきます。

初めに、（１）事務報告を行います。

４月９日（木）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が開催され、事務局が出席いたしました。

４月１０日（金）、農業委員会職員基礎研修会が開催され、事務局が出席をいたしました。

４月２０日（月）、東京都農業会議、常設審議委員会が開催され、会長が出席をされました。

４月２４日（金）、都市農地制度基礎研修会が開催され、事務局が出席をいたしました。

委員会といたしましては、４月１５日（水）、４月の総会に向けた現地調査を、２７日（月）午後３時より第４回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降でございます。

５月１５日（金）、北多摩地区農業委員会連合会通常総会が開催され、職務代理、事務局が出席を予定しております。

同じく５月１５日（金）、生産緑地、円滑化法研修会が開催され、事務局が出席を予定しております。

５月１９日（火）、東京都農業会議理事会、常設審議委員会が開催され、会長が出席を予定しております。

５月２２日（金）、相続税納税猶予制度研修会が開催され、事務局が出席を予定しております。

５月２９日（金）、都市農地流動化協議会が開催され、事務局が出席を予定しております。

委員会といたしましては、５月１４日（木）、５月の総会に向けた現地調査を、２５日（月）午後３時より第５回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（１）の事務報告は以上となります。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出２件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

す。

1 件目、農地の所在は砂川町 3 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は 4 9 m²。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目、農地の所在は砂川町 1 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 3 5 9 m²。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御確認ください。

続きまして、報告事項(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 6 件について御報告いたします。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

1 件目、農地の所在は一番町 4 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 9 9 4 m²。転用目的は住宅用地でございます。

2 件目、農地の所在は若葉町 2 丁目の 5 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 2 , 9 3 8 m²。転用目的は住宅用地でございます。

3 件目、農地の所在は幸町 4 丁目の 5 筆。地目は登記簿上が畑、現況は畑と宅地。面積は 1 7 7 7 . 0 4 m²。転用目的は住宅用地でございます。

4 件目、農地の所在は砂川町 7 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 4 3 0 m²。転用目的は住宅用地でございます。

5 件目、農地の所在は幸町 2 丁目の 1 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 1 3 2 m²。転用目的は住宅用地でございます。

6 件目、農地の所在は幸町 5 丁目の 2 筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は 6 4 4 m²。転用目的は住宅用地でございます。

おのこの周辺略図を御参照ください。

報告は以上となります。

議長 ありがとうございました。

ただいま報告がありました件について、何か御質問があったらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より議案第1号について説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について御説明をいたします。

特例農地は西砂町5丁目の1筆の一部となります。現地調査を申請人立会いの下、嶋田職務代理、岡部委員、川野委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

略図を御覧ください。略図は、くるりんバス西砂5丁目バス停の北に広がる農地となります。レタスやニンジン、ネギ、キャベツなどが栽培されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。生産緑地の一部に農機具小屋が建っており、その部分は猶予適用農地から外されております。猶予適用農地が生産緑地の一部となるため測量を行ったところ、僅かに一部が駐車場となっており、現地調査当日も駐車場となっておりましたが、近日中には是正することでした。こちらの確認については川野委員にお願いしておりましたので、後ほど結果について御説明をお願いいたします。

また、現地調査当日、当該農地の北側の市道と接する部分について、25cmほどセットバックして市道用地としたいとの相談が立川市からあり、猶予を受ける面積が変わってしまうとの説明がありました。これにつきましても、先日、金曜日までに

測量し直した実測図が事務局に提出されまして、改めて納税猶予面積を確認することができました。今回、申請農地面積については修正後の数値となっております、本日の議案としてお諮りをさせていただいているところです。

説明のほうは以上となります。

議長 ありがとうございました。

議案第1号について、確認を担当された地区委員から補足説明をお願いいたします。

まず初めに、川野委員、お願いします。

16番 事務局のほうで説明があったとおりでございますけれども、下側の道路に接する部分が少し空いていると思うんですけれども、ここが駐車場として使用しておりましたが、登記簿上とちょっと食い違いがありまして、測量し直して、私、土曜日に確認に行きまして、工事が既に始まっておりましたので問題ないと思います。それ以外は問題ないです。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岡部委員、お願いします。

17番 特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 特に問題ないと思います。

議長 それでは、嶋田職務代理、よろしくお願いします。

2番 各委員が今おっしゃったとおり問題ないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いをいたします。

14番 先ほど事務局長が25cmのセットバックというのを言われたんですけれども、住宅を造る場合なんかはセットバックはあるかと思うんですが、何でこの畑に対して25cmのセットバックをするんですか。

議長 では、お願いします。

主事 こちらの畑の北側に立川市道が通っておりまして、その立川市道のほうからこの道路をセットバックして、道路を広げたいという話がありまして、宅地に今後なるということで、その市道の部分をちょっと広げなければいけないということで、道路課のほうから言われたということでした。

議長 田中委員、よろしいでしょうか。

1 4 番 分かったような、分からないような。

最低、家を造る場合はセットバックは分かるんですよ。でも、まだここは道を広げるという目的で、それをもう、すぐやる計画なんですかね。

主事 すみません。この今、網かけになっている部分が猶予農地で、ここは残るんですが、ここの北側が今後、宅地造成を予定しております。今、縦に1本で長く市道が入っていると思うんですけども、この両サイドが今後、住宅用地になっていくということで、公道から公道につながるまでの市道全体が、幅を広く取る必要があるということで、その関係で今回の畑の部分も一部、道路にする必要が出てきてしまったということです。

1 4 番 ということは、それは用地買収ということですよ。

主事 はい。そうです。

1 4 番 分かりました。

1 6 番 当初予定は、恐らくこれは図面だと同じ太さになっているんですけども、北側に合わせるような拡幅の予定だったのが、中心線でそろえることを指導されたということで、25cmということらしいです。詳しくは、もしあれでしたら本人に聞いていただけるとよろしい……。

議長 田中委員、よろしいですか。何かありましたら直接御質問をお願いしたいと思います。

そのほかよろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、証明書の発行を前提とし

て申請人に意思確認を行いたいと思います。申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

申請人には、納税猶予制度について十分御理解いただいていると思いますが、本総会におきまして改めてその意思を確認させていただきたいので、御協力のほどお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予が正しく適用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順で質問をいたしますので、お願いします。

それでは初めに、岡部農業経営部会長、お願いします。

17番 お忙しい中おいでいただきまして、ありがとうございます。簡単ですけれども質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度を申請した農地所有者は、生涯にわたり農業経営を行う必要があります。その長い期間の中には、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも、制度を適用する上では御家族の協力を得ながら農業経営を継続していかなければなりません。

そこで確認をさせていただきます。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく御意思がおありでしょうか。お答えをお願いいたします。

申請人 本来であれば申請者である母が来るべきなんですが、高齢のため、今日は代わりとして出席させていただきました。

農業経営に関してなんですが、取りあえず私が、ほぼ中心になってやることになると思います。私と妻の2人で、ほぼやることになります。また、これから仮に、多少自分たちができな

いときでも、息子は今、勤めはしておりますが、忙しいときは手を貸してくれるという話もしていますし、また、弟が農業関係の仕事をしていたものですから、そちらにも協力を仰ぐことができるように承諾は得ております。

また、今までどおり、これからもちゃんとした管理をしながら続けていくつもりであります。

以上です。

17番 どうもありがとうございました。引き続き頑張ってください。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3番 今日はお忙しいところありがとうございます。私のほうからも1つお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

相続税の納税猶予制度は条件を満たし続けている間は納税を猶予される制度であり、農業その他、僅かな業種のみにも適用される特例措置です。立川市をはじめ各農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者をはじめ家族の方なども協力して農地の肥培管理を適切に行わなければなりません。

そこでお尋ねします。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

申請人 今の質問ですが、先ほどとかなり重複してしまう部分もあるんですが、申請者は母ではありますが、私と妻が主力になってやっていきますし、先ほどもお話ししたとおり、息子も忙しいときは手を貸してくれるという話。また、弟もいろいろ、現行でも手伝ってもらっている部分もありますし、これからは立川の制度でもある農業ボランティアさんも入れながら、現状の中で、いろいろ野菜等を作ってやっていきたいと思っています。

また、もしもの場合がないとは思いますが、そのときには農業委員さんや農業委員会のほうへ御相談して、貸借等も考えながらやっていきたいと思っています。

以上です。

3 番 ありがとうございました。

相続税の納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定と継続を図ることを目的とされるものです。お体に気をつけながら、ぜひよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんで御質問があったらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 今、質問がないということでございますので、私のほうから申請者にお願いがございます。

前回、前期農業委員さんをやっていらっしゃったので、十分納税猶予制度については御理解いただけていると思います。また3年後には調査にお伺いしたいと思いますので、そのときにはまた御協力をお願いしたいと思います。

お帰りになりましたら、先ほど両部会長からいろいろ説明がありました。また、質問がありました内容が、こちらの封筒の中に書いてありますので、帰りましたら御家族にも見ていただいて御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手ということで、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について議題に呈します。

議案第2号の1から3号を事務局より説明をお願いいたします。

局長 そうしましたら、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を嶋田職務代理、森谷委員、川野委員、岡部委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御説明いたします。

まず、議案第2号の1、一番町1丁目の1筆となります。略図1を御覧ください。略図1は残堀川の田堀橋の西に位置する農地となります。畑にはキウイが生産されているほか、農地北側の自宅で行っている養蜂のために、ミツバチの餌となるナノハナなどの花も栽培されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続きまして、議案第2号の2、西砂町6丁目の2筆となります。略図2を御覧ください。略図2は第七中学校の北東に位置する農地となりまして、茶葉用のチャノキを生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

最後に、議案第2号の3、西砂町4丁目の1筆となります。略図3を御覧ください。略図3は、総合リサイクルセンターの南東に位置する農地となりまして、トウモロコシやニンジンの作付に向けてきれいに耕うんされておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

議案第2号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された地区委員さんから補足説明をお願いいたします。

まず初めに1番、森谷委員、お願いします。

9番 ただいま事務局から説明したとおりで、特段問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番を川野委員、お願いします。

16番 2番の方ですけれども、主に養豚を中心にやっておるんですけれども、今回の畑についてはお茶畑でございます。この方は早くからGAPの取得をされておりまして、大変畑のほうもきれいになっておりました。もう来月から一番茶が摘み取りになると思いますので、本当にきれいに手が入っている畑でございました。特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、3番を岡部委員、お願いします。

17番 こちらの畑は野菜を生産している方なんですけれども、調査のときは何も作付はされていませんでしたけれども、ここで何か作付が始まったようです。販売先はヨーカドー及びみの一れということでした。大変きれいな畑で問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

それでは、1番から3番まで、中立委員の岩崎委員、何かありましたらお願いします。

11番 特に問題ないです。いずれもきれいになっていました。

議長 嶋田職務代理、よろしくをお願いします。

2番 各委員から報告があったとおり、どの畑もきれいに管理されているので問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

ただいま説明がありました件について御質問がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

局長 では、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につきまして、1件、御説明をいたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

略図1を御覧ください。土地の所在は幸町5丁目の8筆となります。面積は6,069㎡です。申出事由は死亡。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号の説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。

それでは、確認を担当された地区委員から説明をお願いします。

高橋委員、お願いします。

12番 この畑は現在、一部家庭菜園等に貸し出されているみたいで、でも、畑のほうはきれいにされておるから問題ありません。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について御質問があったらお願いをいたします。岩崎委員、お願いします。

11番 貸し出されている。

12番 みたいです。行ったら本人がいなくて……。

14番 家庭菜園だからおかしいよね。家庭菜園に貸したんでしょう。主たる従事の関係、違っちゃうでしょう。

11番 手伝ってもらっているんですかね。

12番 多分、農業の補助。補助的。

1 1 番 手伝ってもらっているんですかね。

1 2 番 もう一度確認してきます。あした行って。

議長 実際、確認を本人からしたんですか。

1 2 番 行ったらいなかったんですよ。で、もう一度行ってきます。
すみません。

議長 では、直接本人に確認をしてみてください。

1 2 番 今週中に連絡します。事務局に。

議長 それでよろしいでしょうか。
全面ですか、これは。

1 2 番 いや、全面ではないです。

議長 その辺もよく確認を、もう一度、再度お願いします。

1 2 番 分かりました。すみません。ちょっと確認してきます。

主事 今回この申請者の方が、買取申出事由の生じた方が、生産
緑地の農業の主たる従事者であったことの証明になりますので、
この買取申出事由が生じた方がそうなのであれば、こちらの証
明書は問題なく発行ができるものと考えております。ただ、そ
この今、ちょっとお話に上がった部分が、御本人からの聞き取
りなどもなく、そういうところというので推測されているので
あれば、御本人に確認の上、御連絡をいただき次第、総会後に
証明書が発行されるものと考えておりますので、御確認いた
だき、御連絡をお願いします。

1 2 番 確認してきます。

議長 これは証明書なので、聞いてきたから、もうそれでいいで
すよというわけにはいかないと思うんですよ。証明書を発行す
るので。なので、次回の総会に改めて説明をお願いします。そ
れで証明を発行するといった流れでよろしいでしょうか。

主事 はい。

議長 では、ただいまの件は次回の総会に改めて説明と、皆さん
に諮りたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、あと、その他ということで何かございますか。

局長 事務局からは特にはございません。

議長 それでは、本日の審議予定はこれで終了でございます。次
回の農業委員会は５月２５日（月）午後３時から、２０８・２
０９会議室で開催となります。

 本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後３時３８分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員